

教育委員会だより



勤務実績・健康等のすぐれた者の中から適任者を厳選する。

また、相当期間へき地又は、特殊教育の経験を有し、勤務成績優秀な者の抜てきを考慮する。

教員については、校長に準じて厳選する。

(2) 教頭については、免許状の取得状況勤務実績等によって選考する。

(3) 教員については、勤務年数、勤務実績等によつて選考する。

(4) 勤務実績・健康・年齢・勤務年数等を考慮して慎重に行う。

一月 定例教育委員会 開かる

昭和五十一年度末の教職員人事方針は、このほど開かれた定例教育委員会で決定されました。

そのうち、採用・交流・昇任・退職等についての実施方針は次のとおりです。

- (1) 免許状・年齢構成・性別について、各学校の均衡を図るために、努めて広域にわたって交流を行う。
- (2) 各地域の実態に応じ、都市・平地・へき地相互間の計画的な交流を積極的に行う。
- (3) 中堅の立場にある教員の広域交流を積極的に行う。
- (4) 中堅の立場にある教員の広域交流を行つて行う。

- (1) 教員については、資格・人物・健康等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。
- (2) その他の職員については、教員に準じて行う。

第一号 公立小学校長の人事について
第二号 福島県スポーツ振興審議会委員の任免について
第三号 福島県立高等学校条例の一部改正について

第一号 公立小学校長の人事について
第二号 福島県スポーツ振興審議会委員の任免について
第三号 福島県立高等学校条例の一部改正について

○小中学校教職員

一、採用

(1) 教員については、資格・人物・健康成績等に基づいて厳選し、その配置の適正を期する。

(2) 事務職員・学校栄養職員については教員に準じて行う。

二、交流

- (1) 校長については、教育振興の立場を優先し、個人的事情を参考とする。
- (2) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資格・人物・指導力・教員に準じて行う。

三、昇任

(1) 交流に当たつては、教育振興の立場を優先し、個人的事情を参考とする。

- (1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資格・人物・指導力・教員に準じて行う。
- (2) 事務職員・学校栄養職員については教員に準じて行う。

(3) 高等学校の学科の設置廃止とともに配置転換、学校種別（高等学校・特殊教育諸学校）間及び課程（全日制・定期制・通信制）間の適正な交流を行う。

第一号 市町村教育委員会教育長の任命承認について
第二号 第二十九回福島県総合体育

□教育長報告事項

(1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、法に定める資格を持ち人物・健康・勤務実績・指導力等のすぐれた者のうちから厳選する。

(2) 教頭については、校長に準じて厳選する。

(3) 右記以外の職についても、資格・人物・健康・勤務成績等を考慮して行う。

(4) 勤務成績・年齢・勤続年数等を考慮して行う。

(5) 右記以外の職についても、資格・人物・健康・勤務成績等を考慮して行う。